

平 群 町 議 会
総 務 建 設 委 員 会 記 録

招 集 年 月 日	令和5年12月6日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 (開 議)	12月6日午前9時1分宣告	
出 席 委 員	岩 崎 真 滋 関 順 子 植 田 い ず み	井 戸 太 郎 稲 月 敏 子 山 田 仁 樹
欠 席 委 員	な し	
会 議 事 件 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 教 育 長 総 務 部 長 住 民 福 祉 部 長 事 業 部 長 教 育 部 長 税 務 課 長 住 民 生 活 課 長 健 康 保 険 課 長 福 祉 こ ど も 課 長 都 市 建 設 課 長 上 下 水 道 課 長 教 育 委 員 会 総 務 課 長 都 市 建 設 課 参 事 都 市 建 設 課 主 幹	西 脇 洋 貴 岡 弘 明 西 岡 勝 三 寺 口 嘉 彦 巳 波 規 秀 川 西 貴 通 末 永 潤 子 浅 井 利 育 乾 充 喜 松 本 光 弘 竹 吉 一 人 大 辻 孝 司 浦 井 久 嘉 島 野 千 洋 松 本 浩 至
職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名	議 会 事 務 局 長 主 幹	藤 本 佳 利 高 橋 恭 世
付 託 事 件	議案第35号 平群町債権管理条例の制定について	
会 議 録 署 名 委 員 の 氏 名	委員長は、会議録署名委員に次の2名を指名した。 稲 月 敏 子 山 田 仁 樹	

開 会 （午前 9 時 0 1 分）

○委員長（岩崎真滋）

皆さん、おはようございます。

町長より、副町長が体調不良のため本日の会議を欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。

ただいまの出席委員は6名で、定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

町長、開会に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆様、改めまして、おはようございます。委員の皆様方には、お忙しい中、総務建設委員会に出席いただき、本当にありがとうございます。

本日の案件につきましては、定例会に付託をされました平群町債権管理条例についてであります。委員の皆様方には審査いただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（岩崎真滋）

これより会議を開きます。

（ブー）

○委員長（岩崎真滋）

最初に、会議録署名委員を指名いたします。

会議録署名委員には、稲月委員、山田委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

当委員会に付託を受けました案件は、議案第35号 平群町債権管理条例の制定についての1件であります。

それでは、議案第35号 平群町債権管理条例の制定についてを議題といたします。

初日の本会議において議案の説明を受けておりますので、説明は省略させていただきます。

これより議案第35号に対する質疑に入ります。植田委員。

○委 員（植田いずみ）

昨日、初日もちょっと質問あったと思うんですけども、議案と一緒にこういう資料も今回出していただけてます。昨日の段階では、町営住宅の家賃等のほうでいろいろ報告というか、答弁があったと思うんですけども、それ以外にも今回のこの条例の対象となる部分を一覧にして出していただけてるので、それ

が今現在どういう状況なのか、そこら辺のほうの、すみませんが、件数と金額ですね。それについて御答弁いただきたいと思います。

○委員長（岩崎真滋）

住民生活課長。

○住民生活課長

し尿収集手数料についての状況の報告させていただきます。

令和5年9月末現在で未納者は7件、未収金額としましては16万7,400円となっております。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

福祉こども課長。

○福祉こども課長

失礼いたします。私のほうから介護保険料について御報告をさせていただきます。

同じく令和5年9月現在で32件、額といたしましては108万6,100円でございます。

以上でございます。

○委員長（岩崎真滋）

健康保険課長。

○健康保険課長

同じく9月末現在での滞納でございます。後期高齢者保険料でございます。

件数が2件で、金額で6万3,400円でございます。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

まず水道料金のほうでございます。水道料金のほうは、未納額が1,156万5,189円でございます。

公共下水道料金のほうにつきましては、241万3,321円となっております。

公共下水道加入負担金のほうは、未納額は25万円と、あと農業集落排水の施設使用料、そして、加入金のほうは未納はございません。

以上でございます。

○委員長（岩崎真滋）

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

失礼いたします。教育委員会のほうからは、学校給食費、奨学資金の貸付金について御説明いたします。

まず、学校給食費につきましては、同じく本年度9月末現在で34万4,900円で、件数としましては6件となっています。

続いて、奨学資金の貸付金ですが、9月末現在で6万3,000円、件数は1件でございます。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

もう一つね、今、水道と公共下水の関係あったんですけども、収納というのはずれてきてます、2か月ね。そういう部分を除いて今の金額だったのか、その点と、件数言ってくれてはったかな、金額だけやったような気すんねんけど、ごめん。言ってくれてはったら、もう一度件数と、それから、そういうのを除いて、純粋な、純粋なと言ったらおかしいけど、滞納として、何というのかな、後から入ってくるのを抜いた分の滞納金額としてそれなのか、その点だけもう一度お願いします。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

議員お述べのとおり、2か月遅れの請求になりますので、実際の決算の時期、出納閉鎖3月31日時点ではかなり大きな金額、水道、下水ともなりますけれども、その後2か月遅れで入ってきますので、今現在、その数字は、5月、6月、7月と順次入ってきた状態で、今現在は純粋な未納ということになっております。

水道のほう是件数が1万9,070件です。下水のほう是件数1,107件ということでございます。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

水道料金については、2か月遅れで入ってくるというのがあるから、当然入ってくる部分を除いて、純粋な未納となってる部分というのがどれぐらいなのか、その件数と金額をおっしゃってくださいと言ってる、聞きたいんですけども。1万9,070って、そんなわけないと思うんやけど。

「7, 000件しかないのに」の声あり

○委員（植田いずみ）

何かそういう見方で、滞納世帯が何世帯かっていうこと。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

件数というか、世帯数で教えてほしい。世帯数、何世帯ぐらい未納。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

申し訳ございません、404世帯になります。水道のほうですね、水道料金。

下水のほうで95世帯、95人になります。金額は下水のほうで241万3,321円、水道が1,156万5,189円となっております。

○委員長（岩崎真滋）

事業部長。

○事業部長

ただいまの答弁、もう一度整理させていただきます。

水道料金、下水道料金とも2か月遅れで入ってくるんですけども、今もう既に12月になっておりますので、もう2か月遅れとかそういうものは考えていただかなくても結構です。

水道料金につきましては、先ほど2,515世帯と言いましたけども、これは2,515件のことです。といいますのは、仮に私が1年分、水道料金滞納した場合は12件となりますので、2,515件ということで、世帯数ではありません。世帯数ではないんです、これは。2,515件です。金額は1,156万5,189円が変わりございません。

下水道使用料につきましても、金額は241万3,321円で、人数は95人なので、恐らく95人だから、これは世帯と考えていただいてもいいかと思えます。

以上でございます。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

ありがとうございます。水道料金は世帯としては数出ない。それと、し尿処理なんかもこの件数で、さっき7件とか聞いてんけど、これ7世帯というそう

いう理解でいいのかな。そこら辺、ごめんなさい。介護保険料も含めて件数で答えてくれはった部分について、そういう世帯数という理解でいいんですか。それだけ、再度ごめん、今、件と世帯数の水道の関係で出てきたんで、ちょっとそれだけ確認お願いします。

○委員長（岩崎真滋）

住民生活課長。

○住民生活課長

し尿収集手数料なんですけども、家の件数という形で考えていただいたら結構です。

○委員長（岩崎真滋）

福祉こども課長。

○福祉こども課長

介護保険料でございますが、32件と申し上げましたのは、これは延べになりますので32件です。実人数で言いますと、今年度、令和5年度分で言いますと、19名の方がこの対象になっておるということです。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

先ほど申しました学校給食費、奨学資金ですが、債権者、保護者の数でカウントしてますので、複数年度にまたがる場合もあるんですけど、件数というより世帯ですね、ということにとらまえています。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

後期高齢はどうなってたんかな。

○委員長（岩崎真滋）

健康保険課長。

○健康保険課長

後期高齢については、2名でございます。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

さっきの水道は出ない、人数的には件数、世帯数というのは出ない。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

先ほどの件数、水道のほう2, 515件でございます。

○委員（植田いずみ）

世帯数は出ませんか。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

世帯数という、1世帯で2口の場合もございますので、件数という表示、件数という考え方になります。

○委員長（岩崎真滋）

植田委員。

○委員（植田いずみ）

結構ね、それぞれにやっぱりあると思うんですけど、今後ね、どのように、この条例が制定された後、対応していくのかということだけお聞きをしておきたいと思います。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

全体的なことになるんですが、この条例、可決いただきましたら、来年1月1日から施行させていただきます。条例が施行されたということになるんですが、それ以降ですね、この条例に基づいて、各滞納者に対する調査、これまで調査し切れなかった部分についてもこの条例に基づいて一定調査をするハードルが下がりますので、また、各担当課ごとに抱えてましたこういった滞納のリストについてもですね、税以外のものについては情報共有をしながら、例えば家賃滞納がある方が水道料金の滞納もあるというようなことも含めてですね、収納対策会議で情報共有しながら、調査をしながらですね、一つ一つ債権を整理していくと。

その中で、また、この条例に基づきまして、あるいは他の法令、条例に基づいて、債権放棄せざるを得ないものについては、おいおい債権放棄をしていくということになっていきます。それに際しては、いろいろ法的に難しい部分も生じてきますので、相続を追うとか、あるいは保証人の方に請求するとか、場合によっては保証人の相続人に請求するとかいろいろ出てくると思います。それについては、顧問弁護士さんの先生にも相談しながらですね、法令、その他

条例に反しないという確証を持ったものについて、おいおい債権放棄していくということでございます。よって、5年度決算の来年9月の決算時期に、今申し上げた滞納繰越し分全てが債権放棄ということにはなりませんので、できることからおいおい整理をしていくということになると思います。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

稲月委員。

○委員（稲月敏子）

もうどうしようもなくなってしまった、亡くなられたりとか、もうどこにおられるか分からないというような、たまりにたまってそういう状況になったところの処理の点についてね、やっぱりこういう条例をつくるということについては、それはそういうふうな方法を取るということは必要なことではないかなというふうに思うんですけども、ちょっとね、私もあんまりよく分からないことが多過ぎるんですけども、家賃の件でね、全然、民間の貸家の場合と公的な公共の公営住宅とは性格的に随分違うと思うんですけどもね、民間なんかで言えばね、連帯保証人を普通取られるわけですよ。その連帯保証人というのは、私もあんまりよく分からなかったんですけども、先日ちょっと実際あったことなんですけども、2か月程度の滞納、民間のね、借家で滞納があって、多分2か月かと思うんですけど、即ね、その本人さんが払えへんから、即、連帯保証人のところに払ってくれということで請求が来て、その連帯保証人の人がびっくりして、取りあえず払いはったんですけどね、そんな件があって、そんなちょびっと、ちょびっとと言ったら申し訳ないですけど、僅かでも、何万円ですよ、1か月何ぼ安くても。それがたまったら大変になってくるからということで、そういう、きちっとね、請求が来ると。それが本当にいいのかどうかはよくわかんないですけどね、人道的な立場というんかな。その人のいろんな生活条件なんかもあるんでね。公的な場合、そこをどうするのかというのは非常に難しいところもあると思うんですけども、そういった何か民間は民間での厳しさというんかな、その辺は一定学ぶべきものがあるのかなというふうにも思います。

この場合、この例は生活保護の方、たまたまそうやってね、生活保護なんで、福祉事務所のほうに即連絡を入れて、福祉事務所のほうで生活保護費を支給するときには先に家賃を支払うような福祉としての措置をされたということで解決してるんですけどもね。なぜ町営住宅でこのようなたくさん滞納が出来てくるんか。1件、昔に聞いた話ですけどもね、うちの町営住宅に住んでおられる方いわくね、生活保護を受けてはるわけじゃないんですよ。そんな家賃な

んてね、払うもんとは思ってへんみたいだね、払わんでええというようなね、今はそうではないと思うんです。随分以前やったからそういう考え方になってしまってたのかなと思うんですけども、払うべきもんじゃないというような認識を住民がされてたというような事実もあったんですよね。それについては随分改善もされてきたとは思いますが、その辺のこともきちっとやっていくためにこの条例はつくられるんやと思うんですけども、ちょっとその辺、何か言うてることがわけ分からへんかったかな。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

町のほうでも4か月程度の滞納があった場合、その保証人に対して督促をするということになっております。ただ、申し上げていいのかどうかというのもあるんですが、保証人の方も似たような、その状況にあるということがあったりとかですね。確かに、稲月議員言われたような悪質なね、滞納者、これについては、やはり退去をしていってもらってます。現在、なかなか生活困窮ということで、滞納がある方についても、額としては、先日申し上げたように2,000万円程度滞納額があるんですが、件数で言いますと26件程度で2,000万円ほど。先日申し上げた債権放棄せざるを得ないというのが13件ほどで900万円ほどあるんですが、26件、2,000万円の部分につきましては、分納誓約を頂きながらですね、生活の中で払える範囲で少しずつ払っていただいているというような状況。それと、生活保護を受けられてる方については、現年分の家賃については払ってもらいながら、経済状況が好転した場合は、滞納分についても分納するなりしていってもらおうというような状態で、今やっております。

基本的には生活困窮をされてるような方のセーフティーネットとしての役割等もありますので、民間の、例えばアパート、マンションのような形でですね、なんていうんですかね、しゃくし定規に出ていってもらうよみたいな話にはなかなかならない部分もあるんですが、滞納処分のことにつきましては、法令や条例に基づきながら、できる限り粛々とやっていっているという状況でございます。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

今、参事のほうからいろいろ説明も頂いたんですけど、もちろんそれは、生

活保護を受けられている方で、ここにも債権放棄にもありますけども、年齢等も加味したときにね、もうこれ以上社会復帰の見込めない高齢者の方もおられる場合もあって、そういう場合は、以前の滞納については、やっぱり処分していかないと、それをお返しいただく見込みがないという方もいろいろ人それぞれによってあると思うんでね。そういう意味でもこの条例を制定して、見込みのない債権については債権放置するという事は大切だと思います。

それで、一つお聞きしたいのは、強制徴収公債権というのは、国税等の例にもよってですね、滞納処分ができると説明を受けているんですけど、具体的に町の職員がどのような方法をもって最終的な滞納処分が可能なのか、その辺をちょっと説明を頂きたいんですが。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

強制徴収公債権と非強制徴収公債権の違いというところで、強制徴収公債権につきましても、国税の滞納処分の例により滞納処分ができるということで、税と同じような形で徴収することができる。強制徴収公債権については、例えば下水道使用料はそういうことになるんですが、この下水道使用料の場合の根拠法令は、下水道法という法律の中でですね、使用料の定義がされております。また、地方公営企業法だとか地方自治法にも定義されてるわけですが、強制徴収ができる公債権ということになっております。

職員がどういった権限を持って滞納処分ができるかということなんですが、一つは質問検査権、調査権ですね。それと、この質問検査権というのは債務者本人だけに対するものだけでなくでですね、その人の、例えば取引先だとか金融機関などに対する調査も含まれていくということです。また、他の官公庁への調査とかですね。それから、搜索権といまして、いわゆる債務者の自宅に立ち入って財産調査をするというような権限も持っているわけです。皆さんよく御存じの、税の滞納に対して差押えをするというようなことについてもですね、税の職員、税務の職員が直接行って滞納処分、差押えなんかをするわけですが、それと同じようなことで、強制徴収公債権についてはですね、職員が自力で差押え等の処分ができるというところが、私債権だとか非強制徴収公債権と違うところであります。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

関委員。

○委員（関 順子）

この条例をつくられるのに当たりましてね、ほかの町とかも参考に入れられながら御尽力されたと思います。新人の素朴な質問なんですけれども、なぜ今までなかったんでしょうか、この条例が。お尋ねをいたします。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

この条例についてはですね、比較的その考え方として新しいものでして、県下で言いますと、一番早くこの条例を制定されたのが、平成の後半、平成24年とか26年とか、その辺りだったと思います。奈良県下で言いますと、全市町村がこれ、条例化してるわけではなくて、まだ10団体程度までかなと思います。

公債権につきましてはね、非常に難しいところが、各債権ごとに根拠法令がありまして、今、これまでも説明させてもらってるように、強制徴収公債権というものと非強制徴収公債権というものと全くの私債権というものがあります。それをですね、それぞれ根拠法令が違うもの、それと債権の性格が違うものを、それぞれ各担当部署で滞納処分に関する条例だとか要綱だとかを持ってたけども、この債権全体を通して統一的に考えるという、この債権管理条例という考え方というのが比較的新しいものでありまして、なかなかですね、例えば個人情報保護法というのも制定されて、個人情報保護法関係で言いますと、毎年度ぐらいの形で改定もされていって、個人情報保護に対していろいろな考え方が熟成されていってるんですが、それとの兼ね合いも含めて、まだまだ本来法的にかちっとした定まったものというのが、自治体の債権全体に対して定まったものがなかなか出来てないというところもあって、それではなかなか債権管理が難しいということで、最近になって、恐らく10年ぐらいの間に各自治体でその債権管理条例が出来てきたというところです。平群町としても、先進的に県内でやられてる債権管理条例を参考にさせてもらって、今回上程させていただいたというような状況です。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

関委員。

○委員（関 順子）

ありがとうございました。これからですね、先ほども質問ありましたけど、債権のあるところの担当課というのがあると思うんですけど、年に何回か集まって、そのメンバーで話し合われて進めていかれるんでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

特にこの債権管理条例というのが施行されますと、これに基づいて、やはりスピード感を持ってやっていかないといけない。ただ、これからのことですので、なかなか分かりにくいところもありますので、収納対策会議については定期的ということじゃなくて、必要なものを、必要な回数、必要なだけやると。特に細かいところが条例の中では決まってない部分があります。例えば、相続人調査をするに当たって、相続をどこまで追っていくべきなのかとか、居所不明、住所が分からない人をどうやって調査していくのかとかですね、いろいろこう細かい取決めが必要になってきますので、一つはちょっと要綱というようなものも収納対策会議で研究してつくっていきたいと思っておりますので、そこそこ回数が必要になってくるかなと思います。また、それぞれの債権を、例えば債権放棄するということについてもですね、収納対策会議の中で議論しながら、当面はやっていきたい。それと、顧問の弁護士先生とも協議しながらやっていきたいなと思っておりますので、結構頻繁に行う必要が出てくるかなと思っております。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

関委員。

○委員（関 順子）

大変ありがとうございました。よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

今、関議員の質問の中で、この債権放棄の流れの説明を頂こうと私も思ったんですけども、収納対策会議の中で要綱等を作成しながら進めていくということで、誰が、もちろん町長が最終的に決定するのはもちろん分かってるんですが、その協議をどこでされるのかなということをお聞きしたかったので、よく分かりました。

細かいところを何点かだけ質問させていただきます。第10条の中で、情報というのを収集したときには、いろいろ全協の中で説明いただいた中にもあるんですが、実施機関内において利用し、その後に、「若しくは他の実施機関に対して提供することができる」ということになってるんですが、この他の実施機関というのはどういう機関を指すのでしょうか。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

イメージとしましては、他の自治体の実施機関ということで考えています。ただし、とは言ってもですね、法律で言いますと、平群町の債権管理条例の10条に基づいて、他の自治体に照会、質問、調査をさせてもらうに当たって、いわゆる強制徴収公債権以外の非強制徴収公債権だとか私債権に関しては、なかなか守秘義務といいますか、個人情報保護の大きな法律がありますので、拒否される場合も多々あると思いますし、拒否することが違法ということではないというふうになっておりますので、イメージとしましては、税だとか強制徴収公債権に関しては問題ないかなと思います。

非強制と私債権については、場合によっては先方から情報提供が拒否されるというようなこともあり得るかなと思いますが、一応、町の条例の中では、全体としてこういう他の実施機関にも照会する、あるいは情報提供ができるという一文をつくっておきまして、調査の幅を広げておきたいという思いでこの条文をつくっております。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

他の自治体ということですが、それぞれの自治体でもこの条例も作成されているところもあれば、条例をつくっておられないところもあると思います。平群町としては、この条例をもって提供することができる。当然、個人情報のこともあるんで慎重に取り扱われると思うんですが、そういう意味では、他の自治体がこういう条例をつくっておられる、つくっておられないことによっても変わってくるのかなということの理解でいいんでしょうか。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

他の自治体が債権管理条例の中でですね、平群町のこの10条に見合うようなものがあればですね、比較的簡単にお互いさまでしょうという話になるかなと思いますが、債権管理条例の中でこのような条文がない自治体、あるいは債権管理条例そのものがない自治体に関しては、先ほど申し上げたように、非強制徴収公債権だとか私債権の部分に関しては、なかなか難しい部分が出てくるかなと思います。ただですね、税以外の強制徴収公債権につきましては、私の

経験で言いますと、下水道使用料の滞納についてですね、金融機関等に、あるいは他の自治体に照会をかけたときにはですね、それは問題なく調査に応じていただきました。金融機関については預金の調査ですね、滞納者がお住まいの地域にある金融機関幾つかに調査の依頼をしましたら、全て問題なくお答えいただいております。問題は、非強制部分と私債権の部分、これは若干ハードルがまだ高いのかなというふうに思っております。同様の条例があるところについては、先ほど言いましたように、ある程度お互いさまですよという話になると思いますが、現実ですね、他の自治体に照会をかけるというのは、住所の照会ぐらいにとどまります。経験上、それ以外のことについて照会をかけるということは、まず、今までの経験ではなかったので、居所不明者を探すという部分での照会になるかなと思います。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。こちらから照会かけるのは判断は向こうだとしても、こちらからの情報提供については、引き続き慎重に取り扱わなければならないということですよ。分かりました。

それからですね、債権の放棄についての中で何点かお聞きしたいんですけど、私債権の消滅期間、これは何番かな、(4)ですね。消滅時効に関してですけど、通常5年かなと思われるんですが、それぞれの私債権によって消滅時効期間というのは異なるんでしょうか。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

全て5年というふうに考えております。消滅時効というのはですね、例えば、債務者が死亡されて、督促や催告もできない。相続人がいないというようなことで、もうどうしてもやりようがないというようなことで、5年経過すると消滅時効。あるいは、何らかの事情で滞納をですね、5年間の滞納期間が過ぎて、先ほど議員言われたように、生活保護を受けられた方が高齢で、なおかつ施設に入院してるみたいなことって実際あるんですけども、それで5年たって、その上で時効の援用を申し出る、債務者のほうがということでは時効が成立するというようなこと。基本、年数としては5年というふうに規定されております。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。あと（7）の当該債権の存在につき法律上の争いがある場合で町長が勝訴の見込みがないものという判断したという場合があるんですけども、この勝訴の見込みがないというのは、例えばどんなことがあるんでしょうか。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

条例ではこういう形で表現してるんですが、債権の回収に当たって、自治体と債務者の間で争われたというような判例が幾つかあります。それは、それぞれの事情の中での裁判ですから、定型的にこんなもんですというのは説明しづらいんですけども、ちょっと記憶にある判例で言いますと、債務者に対して、駐車場料金だったと思うんですけども、滞納があって、催告してきたと。最終的にはなかなか回収ができなくて、改めて保証人に請求をした。ところが、何年にもわたって滞納があって、本人には督促催告してたけども、保証人にはですね、その都度、催告なり督促だとかをしていなかったの、保証人が払う義務があるのかどうかというところ辺を争われて、適切な時期に保証人に対して滞納の状況を説明もしてないし、催告なり督促なりもしてなかったの、それは保証人が債務者の滞納分を支払う義務がないよというような判例があったとか、ちょっとあやふやなんですけども、そういった判例が幾つかあってですね。だから、例えば、平群町の中で債権を回収するに当たって、なかなか難しい案件が出てきた。これは裁判所に訴えざるを得ないなという判断をしたときに、やはり顧問弁護士さんなんかも相談しながら、いや、類似する判例があって自治体が負けてるよというようなことになったらですね、裁判する費用と、どこまで争うかということもあって、その債権の額もありますから、裁判して負ける可能性があるようなものに裁判費用をどこまで払うんだと、債務の額がこの程度だったらやめといたほうが無難じゃないかというような判断が出てくるかもわかりません。それをこの条文の中には挙げているというようなことでございます。

○委員長（岩崎真滋）

山田委員。

○委員（山田仁樹）

ありがとうございます。いろんな面でスピーディーさも取れるようにということでの条例制定だとも思うんですが、そういう意味で、大きなこの2番のところですね、議会に報告しなければならないとなっています。昨日も馬本議員のほうから同様の質問が、同様の意見がありまして、これまで長年滞納にな

っていた、私が議員になった時点でなっていた、大きな金額で特別土地保有税というのでも4億幾らかあったと思うんですけど、それもずっと滞納として残ってきて見込みがないということで議会に議決を、債権放棄で議決を取ってということにたしかになったのかなと思います。これからはスピーディーさを持つためにも議会に報告により可能にされた。これは、いろいろ滞納を、先ほどから質問してました裁判の判例等も踏まえながら、収納対策会議でしっかりと議論をしながらですね、町長の裁量によって債権放棄をして、それを議会に報告するというスピーディーさを持って行うということだと思いますので、そういう意味でも、この条例に基づいてですね、慎重にいろいろと取扱いをしていただければと思います。答弁結構です。

○委員長（岩崎真滋）

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（岩崎真滋）

委員外から、森田議員。

○委員外議員（森田 勝）

今いろいろ、るる説明いただいたんですけども、水道が県下一体化になりますね。そうしたときの平群町がこの条例をつくっても、運用がですね、県下統一したときの運用がどうなるのかなというのは疑問に感じるんですけども、平群町つくってもですね、あと1年か何かしかなこの条例が運用できないことになるわけなんですけども、それはどのようにお考えになっているのか。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員お述べのとおり、令和7年4月1日から県域水道一体化ということで企業団のほうに統合されるということになります。そうなりますと、企業団の中で、議論は今現在、企業団の組織の中で行われておりますけれども、その中の債権の管理の運用の仕方に移っていくと思われまので、この平群町の債権管理条例のほうからは一定退くというような形になるかと思えます。最終的には、県の企業団の方針の中で運用していくという形になるかと思えます。

○委員長（岩崎真滋）

森田議員。

○委員外議員（森田 勝）

今のお話であれば、何も今のところ、県のほうで決まってないということで、それまではこの条例を、平群町の条例をつくって、条例に基づいて粛々と執行されるという理解をしておるんですけど、間違いであれば間違いというふうにお答えいただきたいと思うんですけども。

先ほど島野参事からですね、亡くなった方の相続というふうなお話が、よく話が出てくるんですけども、今、亡くなった情報が住民生活課に一番先に入るわけなんですね。だから、ポイントは私、住民生活課じゃないかなというふうに思うんですよね。情報が、亡くなったら死亡届は住民生活課に入るわけですから、その辺のことをきっちりですね、収納対策会議とかじゃなくてですね、ネットワーク上できっちりですね、情報が迅速に、各担当課になるようなことを考えておかないと、会議やってるやつでは間に合わないというふうに思うんですよね、その点一つね。

もう一つは、先ほどの税の公平性から考えてですね、何か山田委員の話であればですね、町長が決断してですね、やるということなんですけどね、コストから考えたらね、皆様のコストから考えたらですね、もうほとんどが、どう言うのかな、損切りできるような状態になる場合があると思うんですよね。その辺がですね、きっちり決めておかないとですね、1万円の回収をするのにですね、15万円も20万円もかけるというのも不都合じゃないかなと思うんですよね。

それともう一つだけね、民間であれば債権を売ることが一般化してるわけなんですけども、その辺のことをですね、どのように考えておられるのか、答えられる範囲、お答えくれませんかでしょうか。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

いわゆる裁判だけに限らず、債権を回収するために遠方まで行かないといけないというようなこともあります。それは条例の中でもありますけども、債権額を超えるような費用を使って債権回収をするということではないよというふうに条例の中でもなってますので、それは経済比較をしてですね、判断していきたいと思っております。費用に関してはそういうことでございます。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

公債権に関しては、回収も含めて民間委託ということについては、今のところ

ろ考えておりません。

それと、収納対策会議というのは、共通の課題で話し合う必要がある部分についてやりますけども、通常の情報共有というのは常にやっていってるということです。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

すみません、先ほど、委員の許可なく委員外の方、当ててしまいました。失礼いたしました。山口議員。

○委員外議員（山口昌亮）

今さっき水道の話出たけど、下水は水道と一緒に徴収してるわけやから、そこはどうなるか決まってるのかどうかの一つね。

それと、最初に植田委員から質問あって、未収金をね、あなたたちは、水道、下水道は上げてるんであってやね、一定の期日までに、例えば、今年の9月30日までに入らなければならない水道代、下水道代で入ってないのは幾らか、何件かというのをやね、聞いてるわけやから、滞納というのはそういうもんやからね、遅れようが何しようが、要するに期日までに入るべきものが幾ら入ってないのかというのが滞納やからね。未収金は未収金で、収納が2か月遅れるとかいうのはあるやろうけど、いや、それをつかんでおかないと滞納対策にならないでしょう。それを答えてほしいわけよ、さっきの質問やったらね。それが分からへんのやったら、今調べてから出しますと言えいいんであって、なんか全然ね、その滞納の性格、勘違いしてるんちゃうかなというふうに思うわけです。未収金と違うからね。その二つ答えてください。

○委員長（岩崎真滋）

都市建設課参事。

○都市建設課参事

本来、上下水道課のほうで答えるべきなんですが、今、最初に冒頭おっしゃった上水の使用料と下水の使用料、下水の使用料については、上水のほうに徴収委託をしています。これに関しては、下水に関して、下水の使用料については強制徴収公債権、水道はそうではないということで、本来、全く部署が離れていて、下水料金の徴収に関して委託をしてないというような状況の場合は、本来、相互の情報共有というのは違法性があるということになるんですが、平群町の場合は、上下水道課の中で下水の使用料の徴収も水道に委託してるという中で、同じ職員が両方の使用料を扱ってるので、これは両方の情報が一つに集まってくるということで、これを、この情報を共有することに関しては違法性はないという判断をされてるようです。ですから、もっと大きな自治体で上

水道と下水道が完全に組織が分かれてるような場合はなかなか難しいですが、平群町のような規模の自治体で、同じようなことで、同じような職員が、1人の職員が両方扱ってる場合は、特に情報共有は問題ないというふうに判断されております。

以上です。

○委員長（岩崎真滋）

山口議員。

○委員外議員（山口昌亮）

今聞いたのはそういうことじゃなくて、企業団に水道が行くわけやから、その場合に、平群町の下水道代金は多分企業団のほうに委託するわけでしょう。今のは今の現状の話やんか、今の答弁は。違うの。企業団との関係はどうなるのという話やから。それを聞いてるんであって、決まってないんやったら決まってないでええけど、どっちにしたって単独で集められないでしょう。だって水道の量に合わせて下水道の料金決まるわけやから、単独ではできないはずなんやね。だから、それを聞いてるんや。そこはどうなるんやという話。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問にお答えさせていただきます。

企業団のほうに統合しますと、今、説明のとおり、先ほどから水道と下水と一本で水道料金として一緒にお支払いしてますけれども、水道が企業団に抜ける形になりますので、その企業団のほうが自治体の下水道の使用料について、その企業団の請求をするときに同じような形で下水道も請求をするという形になるかと思えます。ただ、今その辺はちょうど企業団のほうでも議論してる最中ですので、方向性としてはそういうふうな形になると思えます。

○委員長（岩崎真滋）

山口議員。

○委員外議員（山口昌亮）

当然そうやと思うのよ。いや、その場合、じゃあ滞納出るやんか、どっちにしたって。企業団のほうが集金しようが、どこが集金しようが、滞納が出るでしょう。企業団は奈良県の、奈良市は入らへんみたいやけど、相当な大きい部分で、そら、そのうち平群町の水道代と一緒に集めた分の中でね、下水道の滞納が出たら、当然、企業団、滞納まで平群町に払ってくれへんわけやから、その滞納はじゃあどうすんねんという話になるわけやんか。それは平群町で集めなあかんように、今ここで答弁はええけど、いや、そういうことも考えなあか

んでしょう。それにはじゃあ、この条例は適用できるわけなはずやけど、ただ1拍置くわね。平群町の職員が金集めてるわけじゃないから、集めてるって、取り扱ってるわけじゃないから。委託先からこっちへ来るわけやから、それはじゃあ、今日は別にええけども、そういうことも起こり得るといふ、だから、話し合う中ではその辺も、よそも一緒やと思うからね、ほかの自治体も。それはやってもらったほうがええと思う。

それと、最初に聞いた、期限を9月末までで入らなければならない水道代、下水道代で入ってない金額は幾らで何件あるのというのには、それは今出ないんやったらええけど、それをさっき最初に聞いた中で言ってくれなあかんのよというのとは分かってくれるよね。

いや、ほんで、答えられへんのやったら後でペーパーでもええから出してくれたらええからね。いや、滞納ってそういうことやということですよ。別に決算で、決算までの、企業会計やからね、3月31日に決算を打って、その時点で入ってない金は全部未収金とかにはなるけどやね。滞納とは言わへんわね、本来。期限まだ来てないわけやから、払う人にとっては。滞納というのは期限来てるのに払ってないから滞納なんであってね。だから、今やったらちょうど半期で9月末でええからやね、9月末で切って、その時点で払ってない人がやね、何人でやね、幾らというのを出してもらえればええんであってね。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

すみません、議員の御質問で、先ほど申しあげました件数2, 515件ですね、水道のほうで1, 156万5, 189円で、これについては11月の末時点ですね、で、令和5年の8月調定分までの数字でございます。ですので、その納期が到来してる分の金額の未収というところでございます。

○委員長（岩崎真滋）

山口議員。

○委員外議員（山口昌亮）

ということは、さっき言った数字、全部滞納なの。金額大き過ぎない。そんなようけ滞納あるの、水道代で。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

滞納分で、その金額は1, 156万5, 000円が過年度分ですね、と現年の一部で1, 150万円というところでございます。

○委員長（岩崎真滋）

馬本議員。

○委員外議員（馬本隆夫）

今の話は別としてね、先ほどね、課長が、公共下水道加入負担金25万円残ってますよとおっしゃいましたけど、よう聞いてね。今回のあなた補正で、平成28年にコミプラが編入され、公共下水道に編入された地域で、令和3年かな、時効になってる物件、これ5件あんのに、今回の補正で出てんねん、これ。これとこれとの整合性、別か。どうやの。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問でございます。下水道の加入負担金の25万円について、すみません、御質問は、コミプラのそのときの分なのかという御質問ですかね。

○委員長（岩崎真滋）

馬本議員。

○委員外議員（馬本隆夫）

今回出したこの補正予算が、あなたは今、滞納されてる25万円の中の財ですかということ聞いてんねん。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

申し訳ございません。補正予算に提出をさせていただいた25万円の分でございます。

○委員長（岩崎真滋）

馬本議員。

○委員外議員（馬本隆夫）

そしたら、滞納額25万円あるというのほうそやんか。あなた、昨日処分したんや、これ議会の議決したやん、これ。場所どこもみんな知ってんねんで、言わへんだけで。予算勉強してるやん。それと金額一緒やん。ということは、現在、加入負担金の滞納はゼロですかという認識とってええのかと聞いてんねん。

○委員長（岩崎真滋）

事業部長。

○事業部長

ただいまの件について、もう一度説明させていただきます。

議員から御質問ありましたように、下水道加入者負担金、5件分で25万円がありますけども、これについては、令和5年3月末で時効を迎えておりますので、債権はなくなっております。昨日の補正予算で上程させていただきましたのは、システム上の滞納を消すがために貸倒引当金を計上するという形で説明させていただきましたので、この25万円については、債権としてはもう時効を迎えてなくなっていると。ただ、システム上の処理として補正予算で計上したと、そういうことでございます。

○委員長（岩崎真滋）

馬本議員。

○委員外議員（馬本隆夫）

そしたら、まだ25万円いけんのか。今日、債権どんだけ残ってますかと植田議員聞いたんちゃうの。何でシステムって言うの。そんな勝手なこと言うたらあかんで。基本的に25万円、昨日の補正予算出てるやんか。課長は25万円残ってると言うんや。あなたはシステム上で残ってる、実質残ってないんでしょってん、債権としてはないんでしょってんということを僕は確認してんねやんか。その辺どうやの。はっきりしとかんだら、まだ25万円残ってんねやったら、令和3年に時効を迎えてるのにまだ残ってんのかいなって、システム上って、そんなしょうもないことあんまり言うたらあかん。それどっち。

○委員長（岩崎真滋）

上下水道課長。

○上下水道課長

議員の御質問でございます。申し訳ございません、28年当時の分でございますので、債権としてはもう残っておらないという考え方をしております。

○委員長（岩崎真滋）

馬本議員。

○委員外議員（馬本隆夫）

そなんええからな、あなた25万円債権残ってるって今日おっしゃったから、先ほど報告でね。だから、昨日、この補正予算で第1号でな、可決されたこれには不納欠損でということになってるのに、何で債権ないのちゃうかなというふうに僕は思ったんで、今質問させてもうてんねんで。勘違いしやんといってくださいよ。ということは、皆さんに、議員さんに25万円債権まだ残ってますよということをあなた言うたんちゃうの。僕はないと見てるわけ。昨日あなた、令和3年に時効してんねん。そやから、どっちですかとこう聞いているわけ。

○委員長（岩崎真滋）

事業部長。

○事業部長

下水道加入者負担金の25万円については、今、馬本議員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（岩崎真滋）

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（岩崎真滋）

ないようでしたら、質疑を終結いたします。

続いて、これより議案第35号の討論に入ります。討論ございませんか。

「なし」の声あり

○委員長（岩崎真滋）

ないようでしたら、討論を終結いたします。

これより議案第35号について採決を行います。本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○委員長（岩崎真滋）

異議なしと認めます。よって、議案第35号 平群町債権管理条例の制定については原案どおり可決されました。

以上で、当委員会に付託を受けました議案の審査は全て終了いたしました。

町長、閉会に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町長

総務建設委員会の皆様方には、本議案につきまして慎重審査いただき、可決いただきありがとうございました。本会議におきましても可決いただきますようお願い申し上げます。本日はありがとうございました。

○委員長（岩崎真滋）

慎重審査いただきまして、ありがとうございました。

本日の総務建設委員会はこれをもって閉会いたします。

（ブー）

閉 会 （午前 10 時 09 分）